

第四十回国会
衆議院
外務委員会議録

第十一号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

午後三時九分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事北澤 直吉君 理事野田 武夫君

理事福田 篤泰君 理事古川 丈吉君

理事松本 俊一君 理事岡田 春夫君

理事戸叶 里子君 理事松本 七郎君

安藤 覺君 愛知 揆一君

池田 清志君 宇都宮徳馬君

大久保武雄君 木村 公平君

齋藤 邦吉君 椎熊 三郎君

正示啓次郎君 竹山祐太郎君

床次 徳二君 稻村 隆一君

黒田 壽男君 帆足 計君

穂積 七郎君 細迫 兼光君

森島 守人君 井堀 繁男君

川上 貫一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

外務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局參事官 山内 一夫君

(第一部長)

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

(大臣官房長)

外務事務官 伊爾佑二郎君

(アジア局長)

外務事務官 小田部謙一君

(アジア局賠償部長)

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

外務事務官 中川 融君

(条約局長)

外務事務官 須之部暹三君

(条約局外務參事官)

大藏事務官 宮川新一郎君

(理財局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(企業局長)

国際民間航空条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

海外技術協力事業団法案(内閣提出第九二号)

森下委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

理事森島守人君より理事を辞任いたしましたとの申し出がありました。これを許可するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

森下委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、理事辞任に伴う補欠選任につきましては、委員長の御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

森下委員長 御異議がないようでありますので、委員長は松本七郎君を理事に指名いたします。

本日、森島守人君同日理事辞任につき、その補欠として松本七郎君が理事に当選した。

同日

理事の辞任及び補欠選任の件

日本国に対する戦後の経済援助の処

理に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を

求めるの件(条約第一号)

特別円問題の解決に關する日本国と

タイとの間の協定のある規定に代わ

る協定の締結について承認を求める

の件(条約第二号)

森下委員長 日本国に対する戦後の

経済援助の処理に關する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件、特別円問題の解

決に關する日本国とタイとの間の協定

のある規定に代わる協定の締結につ

いて承認を求めるの件、國際民間航空条

約の改正に關する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件、日本国とアルゼ

ンチン共和国との間の友好通商航海

条約の締結について承認を求めるの

件、海外技術協力事業団法案、右を議

題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを

順次許します。黒田壽男君。

森下委員長 きようは私は主として池

田首相に御質問いたします。

現在外務委員会の審議に付せられて

おります案件は、いわゆるガリオア・

エロア処理協定、タイ特別円協定の改

定、そのほか数件ございますが、私

は、これらの個々の協定について質問

を始めます前に、池田外交の本質、そ

のやり方、危険性のある非民主的なや

り方、そういうものについて、最近起

こつた問題に關連させて、質問をいた

しまして、総理の御所見を承り、それ

からガリオア・エロアの問題に入りた

いと思ひます。

ガリオア・エロア対日援助につきま

しては、國民の多くがこれを贈与であ

るといふように思つておられます。国

会もかつて感謝決議をしたこともある

のでございます。ところが、このた

び、政府は、それが債務であるとい

う結論を出されて、四億九千万ドル

の支払い協定の承認を求められてお

ります。他方、タイ特別円の方は、こ

れと反対に、昭和三十年協定におきま

してわが国からタイに対し経済協力とし

て投資及びクレジットで九十六億円を

供給することになっておられます。こ

の義務をわが国において果たさず

れば、将来は返還を要求し得る債権の

取得を期待し得たものであります。と

ころが、それを突然、贈与に変えてし

まわれまして、その改定協定の承認

を求められておるのであります。だ

から、平たく申しますと、一方は、贈

与されたものと思つておつたものが債

務だといふので支払うことになり、他

方は、債権としてやがて弁済してもら

えると考へておつたものが贈与に変

わつて、返済されないものになつてし

まう。私は、この二つの協定にはこ

うに非常な奇妙なコントラストがあ

ると思ひます。

ところが、それにもかかわらず、両

協定に共通のものがあるわけであり

ます。それは、わが国が外国に対し

て、結局、金を支出するといふ点であ

ります。その上に日韓會議でも多額の金

が韓国によつて要求せられておる現

状でございますが、こういう点から見

ると、日本から金が出ていくといふ点

では、この三者は共通なものを持つて

おります。

ところが、このほかに、さらに重要

な共通点があると私は思ふ。それは、

まずタイ國について見ますと、この國

は南アジア防衛機構の中心の國であ

ります。韓国もアメリカと軍事同盟を結

んでおる國でありまして、日本ももち

ろんアメリカと軍事同盟を結んでおる

國であります。そうして、アメリカがこ

れらの軍事同盟の中心となつておる

といふことも、これは顕著な事実でござ

います。もつと重要なことがさら

にあらはれて、ガリオア・エロアを債

務と解して日本が支払いますならば、そ

の件(条約第二号)

森下委員長

本日、森島守人君同日理事辞任につ

き、その補欠として松本七郎君が理

の金は東アジアに対する援助資金として使われるということが予想せられております。そこで、ガリオア・エロアの債務の返済金は、アメリカの手を経てはございますけれども、結局は東アジアにおけるアメリカの戦略基地国への援助として使われることになるかと考えることができる。その国は、ある

いは南ベトナムであることが予想されますし、あるいは韓国であることが予想されることもございません。そうして、アメリカによってなされる援助は、過去の経験から見ると、主として結局は軍事援助ということになるのではありませんから、問題はここにある。

今回のガリオア・エロア処理協定、タ・イ特別門改定協定及び日韓会議は、そ

の一つ一つが個々別々の形で進められておるのでございますが、実際はそういうものではございません。外観はそうでありませうけれども、実際は、別々に切り離されたものではなくて、内面的なつながりを持ってゐる。要するに、アメリカの東アジア政策の網の中に入っております諸国の国際関係をアメリカを中心として強化することに役立つものである。その政策の背後の推進者はむしろアメリカであります。日本が日韓会議、ガリオア・エロア処理あるいはタイ特別四処理などで表面に立って一役を賣りておるといふのが、私は実状であらうと思います。

池田外交は、こう見て参りますと、アメリカのアジア戦略への追隨である
と私は思う。しかも、追隨しながら、
アメリカを中心とする東アジアの軍事
機構への協力と強化と、自己勢力の強
化をもくろんでおるのである。私は、
こういふところに池田外交の本質が現

われておるように思います。池田首相は、よく自由諸国との協力強化という言葉を使われますが、私の方から見れば、それは今申し上げたようなことになるのではないかと、むしろなると私どもは考えます。一応これにつきまして総理のお考えを聞かしていただきたいと思います。

○池田國務大臣　今お話しのようなことは、私は毛頭考えておりません。日本 の立場として、今までの債務と心得たもの、または協定で一応きまりました が實際上行なわれないこの状況を見まして、今までの債務を片づけようとしておるのであります。決してアメリカのときやこういふ問題と私は考えていないのであります。

○黒田委員 私は、続いて、池田内閣の、と申しますか、むしろ池田首相の外交と申し上げた方がよいと思います。が、その危険性を痛感しますので、こ

のことについて申し上げてみたいと思ひます。これはどういふところに現われておるか。池田外交の危険な傾向は、今、私は日韓会談の促進というところに最もよく現われておると考えます。朴政権は、私どもから見ますと、決して全朝鮮を代表する政権でないが故でなく、南朝鮮を代表する政権ですらないと考えられます。クーデターによつて政権を奪取して、死刑と投獄の恐怖政治によつて南朝鮮人民をファッ

シヨ的に彈圧しております。これは事實である。南朝鮮人民を代表する政權であると言ひ得るためには、人民の自由な意思に基づいて民主的に形成せられた政權でなければなりません。しかるに、議会は、国会といわず地方議會といわず、すべて解散せられ、政黨

の存在も許されておりません。この政
権がいかにその基礎が不安定であるか
は、クーデター以来今日に至るまで戒
厳令を解除し得ないでおるといふ事
実によつてだけでも容易に察知するこ
とができます。私は考えます。池田首
相はこれを目ざして会議を進めておい
ておられるようでございます。

れども、朴政権は、全朝鮮を代表しないことはもとより、南朝鮮さえも代表した政権ではない。池田首相は、朴政権が全朝鮮、少なくとも南朝鮮を代表した政権であるとまじめに考えておいでになるのでしょうか。もしそういうお考えであれば、どうしてあの戒厳令のもとにまだに一年に近く民衆を抑圧しておるような軍事

的フエッショ 政權を朝鮮人民を代表する政權であると言えるのか、私はその点について首相の御所見を聞いてみたいと思います。

○池田国務大臣　韓国は、三十八度線以下を合法的に支配する国と、国連におきましても認められておるのであります。従つて、今までクーデター政権であるから、あるいは戒嚴令をしているからといつて、韓国が認められたい事実を否定するわけにはいかぬと私は思います。ただ、問題は、今の状態は好ましくはございませんが、将来、来年は民主的な国家に移るのだ、こう声明をしておりますので、暫定的に、こ

移っていくわけであります。

○黒田委員　私は、きょうは時間の關係もございますので、一々、反論を積み重ねるということはいたしません。予定している問題についてこれから順次質問を進めていきたいと思ひます。

ただ、ただいまの総理の御答弁に賛意を表することはできないということだが、けをはつきりと申し上げておきます。

そこで、池田首相は、今日韓会議を進めておいでになりますけれども、一体あの朴政権をほんとうに安定した政権と認めておられるのですか。先ほど申しましたように、戒嚴令が今日なお

解除されていない。彼もたびたび身辺の危険を感じておるように伝えられておる。いかに不安定な政権であるかと。いうことがよくわかるのです。日韓合談を正常化しますためには相手の国情が安定しておることが第一の条件である。不安定の政権を相手にして国交の正常化というものは考えられません。そういうことを考えることは私はナン

センスだと思う。相手国の政情が民主化し安定した上で、国交の正常化をはかるべきであるというのが私どもの健全な常識であると思う。そういうような

意味において、朴政権との国交の正常化は、真に日本と朝鮮との国交の正常化にはならないと私は考へる。日韓會談は即時に中止すべきであります。

（その通りでと呼ぶ者あり）朝鮮政権の民主化と安定を待つて国交正常化に努力すべきであると私どもは考へており、その方向に向かつて私どもも朝鮮民衆の友人として努力すべきだといふのが、私は日本国民として正しい方針であると考えますが、いかがですか。

朴政権のようなものを安定した政権と考へて交渉を進めておいでになりますか。私どもにはどうしてもこのことがわからない。

○池田国務大臣　われわれは過去十年にわたりまして韓国と国交正常化に努めて参つたのであります。しこうし

て、今の朴政権も、今までの腐敗を排除して、そうしてりつぱな民主的国家に移るようあらゆる施策を實行しておる。しかもまた、その効果をあげておると私は認めておるのであります。従いまして、これが民主的政権を待つてというよりも、われわれは、安定したた政権に移りつつあるという前提のもとに

これをやめる考えはございません。

○黒田委員　今わが国に来ております朴政権の崔外務部長官は、朝鮮から日本に対する請求権は全朝鮮についてであるというように、日本到着後声明をしております。一体、首相は、朴政権が全朝鮮を代表する政権と考えておいてよろしいでしょうか。南朝鮮部分に關

する限りにおいて、しかもクーデターで支配を強行しておるにすぎない朴政權が、全朝鮮を代表するものというように解することは、健全な常識に反し

ております。この崔外務部長官の言
う、その請求権は全朝鮮について要求
せられるものであるというその考え方
に、池田首相としましては同意されま
すかどうか。

○池田田務大臣 朴政権は三十八度以
南を支配しておりますので、われわれ
はその前提のもとに交渉をいたしてお
るのであります。

○黒田委員 ただいまの御答弁で、崔
外務部長官と池田首相とのお考えの中

にそととするものがあるということがわかりました。

次にお尋ねしたいと思いますが、私どもから見ると、朴政権が日韓会談を急いでおりますのは、請求権問題を解決することを主たる目標としており、さらにこれを具体的に申しますなら

ば、請求権問題の解決によって、不当に多額の金を日本政府に出させて、崩壊に瀕しておる韓国財政経済のテコ入れをしようということ、それが朴政権が日韓議定書を今非常に急いでおる最も大きな理由であると私は考えます。この点、総理はいろいろにお考えでしようか。請求権についてどういふ具体的な話し合いがされておるか、このこともできるだけ詳細にお聞かせ願いたいと思います。

○池田国務大臣 われわれは、請求権問題だけというのではなしに、わが国における韓国人の法的地位の問題、そうして李ラインの問題等を中心に、三位一体として解決するよう私は進んでおるのであります。

○黒田委員 池田首相は請求権問題のほかにいかなる経済協力の構想を持っておいでになりましようか、これを伺ってみたいと思います。

○池田国務大臣 経済協力の方法につきましては、まだここで申し上げる段階に至っておりません。われわれは、請求権の問題、李ラインの問題、法的地位の問題、これをする、そうして、国交正常化の後に経済協力の問題を考えていきたい、これが原則でございます。ただ、今の三つの問題をあれしきすときに、経済協力の話が出るかも知れませんが、建前といたしましては、国交正常化の後に経済問題につきまして討議をしたいという建前で進んでおります。

○黒田委員 政府の経済協力の方針は現実はまだ具体的になっていないというところ、これはそう思います。ところが、一方、最近南朝鮮に對しまして日本の財界が非常に力を入れて進出をはかっております。これは、私どもから見ますと、税金に対する政策、いわゆる保税加工貿易、その他われわれ日本人が日本においてそういう政策をとったならば、明らかにそれは荒国政策であると考えられます。荒国政策をもって外国資本を導入しようとする政策はしておりまして、その政策につけ込んで日本の財界方面が朝鮮に對し非常な意欲を燃やしておるということが最近私どもいろいろな情報でこれを知ることができるのであります。朝鮮には、失業者、半失業者を含んで一千万人の低賃金労働者がおる。そういう状態を利用して、そしてまた、朴政権のそういう荒国の利益誘引政策を利用して、再び韓国に對し日本の財界が経済的支配を企てておるのではないかと、こういうことが今韓国でも問題になっております。朝鮮人民は、長い間日本の植民地下に悩まされ、いまだにそのことを忘れていない。朝鮮人民の中に、最近日本の財界のこのような動向に對しまして、経済支配を再び企てるのではないかと、そういう警戒の気配が現われ始めておると伝えられております。これはよほど日本としても考えなければならぬ問題と思う。われわれは南朝鮮の人民の立場を見なければならぬ。われわれが韓国民の立場に注目するとき、日本の財界の野心を持った進出という感じ方を彼らが今起こしておるということとは、決して等視すべき問題ではないと思ひます。私も、こういう傾向について、池田首相が政府としてどういふ対策を持っておいでになるか、これも聞かせていただきたいと思います。

○池田国務大臣 ドイツ等におきましては、韓国の経済開発に、相当強力な支援と申しますか、強い協力関係を打ち立てつつあるようでございます。今、日本といたしまして、そういうふうな強い協力関係の話はまだ進んでいないと思ひます。新聞その他でいろいろ出ておるようでありまして、政府はこういう問題にたいだいまのところ関知しておりません。ただ、民間におきましていろいろ商業ベースでやっておることは、もう従来からもやっておるのでございませう。

○黒田委員 私は、すでに経済の面におきまして日本と韓国との間にそういう現象が起こつておるということ、韓国の人民の友人である日本人として心から心配をしておるのであります。

もう一つ私が心配しておりますのは、これは一般論でございますけれども、朴政権のような世界にもまれな軍事独裁政権に――最近世界の各方面においてクーデターが発生しておるのを見ます。私も、それは感心しませんが、そのうちで朴政権によるクーデターほど残忍なものはありません。あれほど暗い影を持つておるものは私はないと思ひます。こういう政権に、日韓会議を通じてこ入れをするということ、単に南朝鮮の民主化の妨害に協力するということになるだけでなくて、池田首相の政策それ自身のファッショ化を証明するものではないかと私は思ひます。民主主義擁護のために、こういうファッショ政権と手を握ることは一日も早くやめていただきたい。

それから、なお、韓国の軍勢力と日本の自衛隊とがどんな結びつきにあるかということ、私はきょうは詳しくは申しません。これはまた日を改めて徹底的にこの点も明らかにしたいと思ひますけれども、もうすでにアメリカ軍の司令官を通じて実際には自衛隊と韓国の軍隊とは同一作戦行動に出ることができるような機構になってしまつておる。こういう関係に深入りするといふことは、朴政権の軍事的な危険性が非常に大きなものであるだけに、わが国にその危険性が及んでくることは必然である。このことを私も心から心配しております。

こういふいろいろな危険なり悪影響が日本に及んでくるような朴政権との提携は、すみやかにやめていただきたい。私は、こういう方面に現われております池田外交の危険性を痛感しております。日本の外交政策を真に民主的なものにし平和的なものにするために、私は、日韓会議を即時中止すべきである、こう考えるが、これに對してどうお考えですか。

○池田国務大臣 先ほどお答えした通りでございます。それはクーデターといふものはいふ方法ではございませうが、方法が悪いからといって、重大問題の日韓正常化をやめるわけにはいかない。私は考えております。

○黒田委員 私は、いま一つ池田外交の最近のやり方につきましてはどうも理解できないところがございますので、率直にこれを申し上げて、御所信を承りまして、それからガリオア・エロアの問題に入りたいと思ひます。

池田外交のやり方の特徴の一つを最もよく現わしておりますのは、タイ特別円協定について見られた池田首相のやり方でありまして、この協定は、昭和三十一年に締結せられて、そのとき国会の承認を経たものであります。タイ特別円に關する昭和三十年協定には、先ほども申しました通りに、タイに対する投資とクレジットの形で九十六億円を供与する、そして、その供与というものが国の義務を履行するならば、それはタイに對する九十六億円の債権となつて、その返済が期待せられるものでありましたものを、この九十六億円という多額の金を無償供与にしてしまつた。ただでやることに變えてしまつた。それは、池田首相の独断で、国会方面にはおそらく正式にも非公式にも全然無断で、昨年のタイ国への旅行先で突然タイの首相に約束してしまつたのであります。一たび国会で承認を得た条約を、国会に無断で、首相独断で改定するといふようなことをされたことは、国会の持つてゐる条約承認権は事実上その存在意義を失つてしまつた。新たに条約が締結されまふ場合は、それもあまり重要でないようなものであれば、一つ一つあらかじめ国会であらかじめ論議する必要はないかも知れないと考へます。しかしながら、タイ特別円協定のよ様に、一度国会の承認を得たものを、国会に全然知らず、突如わが国に不利な變更するといふようなことは、私は、国会の条約審議権を無視し、じゅうりんする官僚的独断であると思ひます。私は総理の弁明を聞きたいと思ひます。しかし、ここで私の求めます答弁は、改定の内容についてでございます。この点はまたあとからこの委員会において詳細に徹底的に論議するつもりでございます。今私が首相に求めております答弁は、改定のやり方についてであり

ますから、その範囲に限定して答弁を
していただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 三十年に締結いたし
ました協定は、有効に成立したのであ
ります。しかし、その協定を実施いた
します場合に、従来六年間も解決がつか
ないものであります。それで、二条で
は供与することになっておりますが、
この二条を施行するには、協定四条
によつて両方で合同委員会を設けてや
らうということになっておりますが、
これが何ら実行に移されません。これが
問題であります。そこで、その間こう
やたらとどうあやたらとどうかとい
う計画はいろいろございましたが、
それがまとまらない。そこで、われわ
れは、一昨年の暮れから昨年にかけて
外交交渉でいろいろやつたのでありま
す。しかも、私が出発する前におきま
して、関係各省では十分想を練り、そ
してまたタイ国政府と交渉をしておつ
たのであります。私は、従来の状況を
見まして、この際やはり大所高所より
これを解決する方が、日本の立場とし
て、また将来東南アジア各国との経済
交流万般についてとるべき策とこうい
うので、一応話をきめ、今年の初めに
調印いたしました。そしてそのことを
今国会に申し出て御審議願つておるの
でございます。私は、こういうことは
やむを得ざると思ひますか、こうやる
ことが国のためにいい、こう確信して
御審議を願つておるのであります。

○黒田委員 ただいまの首相の御答弁
は、私の求めました答弁に対して答へ
られておりません。私は、首相が各関
係官庁の内部においてどういふ交渉を
しておられたかというやうなことを尋
ねたのではない。ひとたび国会の承認

を受けておる条約を、国会に全然知ら
せないで、首相が旅先で債権であつた
ものを贈与に変えるというやうなこと
をされたそのやう方、国会に對す
るそのやう方が問題だ、私はそれを今
問題にしておるのである。総理にその点
を聞きたい。

○池田国務大臣 国会におきまして
も、タイ特別円の問題につきましてはこ
れが難航しておるという事は十分御
承知であつたと思ひます。しこうし
て、こういう問題をいつまでもほうり
ておくことはよくないので、われわれ
は政府の外交権に基づいて一応調印し
たのであります。その調印の是非につ
きましては、今御審議を願つておるの
であります。

〔發言する者あり〕

○黒田委員 首相の御答弁は依然とし
て私の質問に対する答弁にはなつてお
りません。ただ、首相の御答弁の合間
に、自民党の委員諸君から、政府は今
回の改定協定ももちろん国会の承認を
求めているのであるから政府の独断で
勝手にやつたといふことにはならない
じゃないかといふ、何だか不規則な御
発言が出たやうでありますから、これ
に對して私は私の考え方を申し上げて
みたいと思ひます。すべての条約につ
いてその署名前に国会の承認を得るとい
ふやうなことは、理想論としてはとにか
く、現実にはなかなか困難であるとい
うくらいのは私もよくわかつておる。
しかしながら、問題は、今回の
改定の特殊性にあるのです。今回の
改定は、かつて国会が承認したことの
ある協定を改定するといふ特殊なもの
である。こういう特殊なものである
から、その改定については、署名前

に、池田総理とタイ国首相が改定の約
束をされる前に、少なくとも政府から
改定の内容の概略あるいは改定を必要
とする理由等について国会で明らかに
して議院の見解を徴するといふくらい
のことをすることが、最低の——私は
法律的には申しません。最低の政治的
義務としてやつておいてしかるべきこ
とであつたと思ひます。これは民主主義
会制度のもとにおいて行政の立法府
に對する最小限度の政治的、道義的義
務であると思ひます。池田首相はこの
最小限度の政治的義務さえ尽くされな
かつたのではないかと私は法律論を
やつておるのではありません。政治
論として申し上げた。最小限度のこの
政治的義務さえも尽くされなかつたの
ではないかと私は思ひます。首相は率直に
そういうやり方については自己反省を
されたらどうですか。私はこの点につ
いて御所見を承つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 私は、一國の総理と
して、世界の情勢、東南アジアのこ
と、また従来のいきさつを考えまし
て、この改定の協定を結ぶことが適当
な時期であり、適当なことであると考
えてやつたのであります。

○黒田委員 依然として国会との関係
については何も申されません。なぜ率
直に自己批判の態度を示されなかつた
か。自己批判の態度を示されなかつた
も、私どもは少しもそれをどうのこう
のと言ふ考えはなく、かえつて首相の
率直な態度にむしろ賛意を表するくら
いに私どもは考へてゐる。ところが、
それをなされなかつた。そこで私は総理に
申し上げる。

元來、条約の締結について国会の承
認を受けるという事は、内閣の行な
う外交を国会の民主的コントロールの
もとに置くといふことです。こんな初
歩的なことを申し上げるのはどうかと
思ひますけれども、そういう意圖にお
いてこの制度が確立されておるのでご
ざいまして、その理由は、条約の締結
は國家と國民の重要な利害に關するも
のでありますから、これを單に内閣の
外交處理の行政的権能のみで決定する
ことにまかせず、国会による民主的コ
ントロールのもとに置くことになつて
おる。これは、宮廷外交、官僚主義的
外交を排して、外交を國民の外交とす
るための最小限度の要請に基づくもの
です。このことは、根本的には、行政
府たる内閣と立法府たる国会との権限
の分配に關する問題であります。現行
憲法は、明治憲法と異なつて、國會を
國權の最高機關と定めて、國會の一般
的な統制のもとに内閣をして行政を行
なわしめるといふことになつておるの
であります。この新憲法の精神を理解
してゐるとするならば、どうして、今
回池田首相によつて行なわれなかつた
やうな、わが國の外交史上に前例のない
やうな、独断的、不意打ち的な改定がや
られるのであります。池田首相の
このやうなやり方は、斷じて民主主義
的ではない。國會の最高機關的地位を
無視してゐるものであると考へる。こ
のやうなやり方に対しては、われわれ
のやうな改定に反對の立場に立つ者だ
けではございせん、改定賛成の者と
いえどもおそろく承服しかねること
私は思ひます。自民黨の諸君の中にも、こ
の点についてはわれわれと同じ考へ方
を持つてゐる人が私はおると思ひます。確
かに。私は知つておる。先ほど申
しましたやうに、今回のこの協定も

現在國會の承認を求めているのだから
國會無視にはならないのだといふやう
な弁解は、官僚主義的な形式論にすぎ
ません。

そこで、私は質問をいたします。こ
ういふ例がわが國にあつたでしやう
か。新憲法になつてこゝういふ例があつ
たでしやうか、それを聞かしてもらひ
たい。

○池田国務大臣 私は憲法の第一章に從
ひましてやつておるのであります。
それで、黒田さんは御存じなかつた
かも知れませんが、この特別円問題
は、過去六年間兩國間で盛んに議論を
戦わし、そしてまた、タイにおきま
しても、一般世論としても、また在留
邦人からも、早く解決をしてもらひた
いといふ希望がはらひとして沸いて
おつたのであります。われわれも、戦
争中の債務でございまして、これをいつ
までもほうりておくわけにいかない。
もう解決しなければならぬ情勢は内外
ともに熟しておつたのであります。こ
の見地に立つて私はやつたので、唐突
としてやつたといふことは誤解でござ
いまして。

○黒田委員 私が今質問しております
のは、こゝういふやり方の条約の改定方
法がわが國に例があつたかどうかとい
うことを質問したのであります。

○池田国務大臣 これは、何でござい
ます。条約の改定といふのは、安保条
約の改定がございまして。しかし、こ
の特別円の問題は、ずいぶん御研究願
へば、例のないやうなむずかしい問題で
ございまして。だから、兩國間の外交正
常化といひますか、貿易拡大、親善確
保の上におきましては、従来の協定を
変へることもあり得ることなんです。

それが兩國間あるいはアジアの発展に役立つことならば、変えることも何らやぶさかではございません。だから、この問題はやはり国会の承認を得てやる、これが憲法の精神だと思ひます。

○黒田委員 このたびの御答弁も、また首相は私の質問には答へられておりません。しかし、この問題をいつく首相に繰り返して質問いたしまして、私は同じことになると思ひます。なぜ同じことになるか、答弁が得られないか、それは前例がないからである。ないから言えないのだ、だから答へられない、そういうふうに私は断定して質問を進めます。

これまでわが国に例がなかったような例外的なやり方、これは例外といつても單なる例外ではない。例外中の例外、極端な例外だと私は思ふ。だが、例外もここまで来れば、もはや、例外的ではあるけれども合法的な範圍だといふような、そういうものではない。たゞ形式的には違法ではないけれどもわかりません。しかし、実質的には違法であり、少なくとも不当であると私は考へます。形式的にはあるいは憲法違反にならぬという弁解は立つかも知れませんが、しかし、実質的には私は憲法の精神に反するものだと思ひます。そう考へになりますか。

○池田国務大臣 形式的には違法でない、合法だ、その通りでございます。実質的にも、私は、兩國の關係、そうしてアジアの繁榮のためになることならば、実質的にもいいことであると考へております。

○小坂国務大臣 条約を変へます場合に、事前に条約を変へますということを国会の御承認を求めて、そして条約を変へて、またその後国会の御承認を求めて、そして批准すべしというものが黒田さんの御所見のようでございます。しこうして、そういう例があつたかというところでございます。今タイの特別円という例は特別円しかありませんけれども、他に今のような条約を変える例があつたかと言われれば、安全保障条約の改定がまさにそれであると思ひます。それは、總理がそういう新安保条約を結んで、そうしてそれを国会に御承認願ひたい、こういうことでございまして、実態的には少しも違つておりません。

【発言する者多し】

○森下委員長 お静かに願ひます。――発言者がわかりませんから、お静かに願ひます。

○黒田委員 私が御答弁を求めませんでした小坂外務大臣が進んで立つて御説明になりましたけれども、私は小坂外務大臣が言われるようなことを言つたつもりはありません。あまりに形式的に、そして不正解にあなたは解釈しておいでになります。しかし、これもこゝろをわけておりましたは、とうとう時を浪費することになると思ひますから、私の次の質問を進めます。

國は、事業のために費用を出したり、あるいは給料を払ふたり、また投資をしたり融資したりするために國費を使ひます。こゝろは問題ではございませんが、しかし、多額の國費を外國に対して無償で贈与するといふようなことになりまして、それにはよほどの、特別の、理由がなければならぬと思ひます。個人の場合でも、投資したり、貸付をしたりするよ

うな場合は別といたしまして、他人にただで与えるということになつて参りますと、それは少額のポケット・マネーでありまして、格別でありませんけれども、多額の金となるとよほど考へさせられるのが私は普通だと思ひます。池田首相の大所高論だけでは、特にタイ國に対してだけこのよほどの利益を与えるという理由としては、私もはとうてい首肯することはできません。池田首相が自分の所有の金銭を処分されるのでありますならば、私もさういふことを議論しようなどと思へません。けれども、タイ特別円協定改定によつて、わが國の債權となすべき多額の金を無償で贈与するといふことに切りかえる約束を首相はされた。タイ國にただでやろうといふその金は國家の所有物であります。國民の血税のかたまりであります。〔その通りだ〕と呼ぶ者あり。それは一銭一厘たりといふこともむだに使用してはならないものです。いはば國民から信託されておる金です。

【発言する者あり】

○森下委員長 御静かに願ひます。

○黒田委員 國民は、議會と政府とに對して、國家と國民のためにできるだけ有利にこの血税を使用するよう、信託しておるのであります。池田首相の大所高論によつては、われわれは、タイに九十六億円の多額の金をただで与える理由がどうしてものみ込めない。タイに對するこのよほどの利益の供与は、十分な理由がなく、根拠がなくして、國民の血税を多額に浪費するものであると私は断言せざるを得ない。池田總理のタイ特別円協定の改定は、國民の信託にそむき、國民の利益をそこ

ない、國民に對する責任的行爲だと私は思ふ。どうですか。

○池田国務大臣 タイ特別円の発生した理由、そして、その後の状況を御研究願ひたいと思ひます。私は大事な問題でございましてからここで今までの答弁を繰り返して申し上げますが、御承知の通り、大東亞戰爭中、日本の軍部並びに官憲がタイから十五億円の物資を徴発したのであります。しこうして、タイと日本との間におきましては、これは金約款でございまして。そのうち、徴発した当初におきましては、大体半分くらいを金で払つております。だんだんそれが十分の一あるいは十五分の一くらいに、金約款があらますが兩者の協定で金で払う分を極力日本の方としては減らして、そして終戦になつたわけでございます。その後において、向こうでは、パーツをポンドに換算して千三百五十億の返還を要求して参りました。われわれは、さういふわけにはいかないとこゝろのうで、極力これに反對したのであります。そして、長い間の折衝によりまして百五十億圓にこれを切り下げて交渉したのであります。そして、向うは、初めは金約款があつたのだから千三百五十億圓と言つておりましたたが、われわれとしてはそれはいかなといふので、金約款があらまします。特定の支払いを四千四百萬圓から四千四百萬圓を引いて、そして換算いたしますと、四千四百萬圓が今の金になりますと三十七億圓になります。別に〇・五トンの金約款の分を払う。そして十五億圓から四千四百萬圓を引いたものと、残りの十四億何ぼで五十四億

は払いましよう。そして、百五十億圓からそれを引いた九十六億圓をどうしようかといふことになつたのであります。九十六億圓をどうしようかといふときに、二条でもつて投資またはクレジットの形式によつて日本の資本財あるいは勞務をタイに供給する、こゝろのことになつた。タイに供給するといふこれは供給の義務です。供給の義務をどういふふうな形でやるかといふのが協定の四条でございまして。合同委員會を開いて、その九十六億圓の供給の義務を四条の規定によつて合同委員會できめようといふのが、これはきまりません。われわれは供給の義務を持つておる。それがきまらない。じんとしておる間に、タイとしては、戰爭中に今の金ならば千三百五十億圓のものを日本に徴発せられて、五十四億圓を払つてもらつて、あとの九十六億圓が借金になるといふことは、われわれタイの國民としては考へられぬことだ、千三百五十億圓の現在価値のものを徴発せられて、まだ九十六億圓の債務を払うといふことは、われわれとしては納得できない、条約の有効なところは認めるけれども、ほんとうに日本がアジアの一員として、タイから今の金で千三百五十億圓を徴発したことを考へになるのならば、この際、供給義務を免除しますから、長期間のあれで九十六億圓をなくすにしてくれないかといふことで、タイと日本との過去の狀態、そしてまた今後日本がタイ並びに東南アジアの繁榮を期待する上におきまして、このことは、一べんに九十六億圓のものを出して、そしていつまでもそのものがあるか、こゝろのことは兩國間ではなかなかよくい

くものじゃございせん。資本財あるいは勞務をクレジットあるいは投資の形式で九十六億円を出して、それが將來どうなるかというのを考える。さしむき九十六億円要ります。それで、クレジットならば金利をどうするか、そんなことをしておるといつまでも話が済まぬ。二十年も三十年も九十六億円を安い利子でクレジットするのなら、今の協定の通りに、十億円ずつ払って八年間でやる、これの方が日本としては非常に得でございます。できることとできないこと、それをできないのだと言つて逃げるよりも、われわれは、過去のことを考へて、でかして、阿国の繁栄とアジアの発展に協力することが日本のとるべき策と考へたわけでございます。

○黒田委員 私は、ただいまのお話を承りまして、池田首相がいつの間にかイ国民の立場になられたのか、そういう疑問が起らざるを得ないので、それからまた、三十年協定——せつかく国会が承認いたしました三十年協定が、何か非常に悪いものであるかのような御結論になるようなお話を聞いたと思ひます。私は納得できませんが、きよりは総括質問でございますから、この点につきましても、目を改めまして、もつと数字的にも問題を提出して、納得のできない点については徹底的に追及したいと思ひます。

私は、池田首相の申されましたような大所高所論だけではどうしても納得ができません。タイだけに特にこのような形で政治的決断を下されたのはどういふ意味であるかということ、は、どうしてもわからぬ。私も、こゝろではないかと思ひます。タイは

SEATO本部の所在地であります。SEATOの中核である。池田首相のいわゆる自由アジア国家群の協力と強化、東アジア反共戦線の強化策が、同じ東南アジアの中立国であるビルマの賠償の再検討の要求についてはこれをあとに回して、タイに対してのみ急速にこのような結論を下されたのではなからうか、私はそう思ふ。こゝろの意味で、タイ特別円協定の改定は、池田首相が現に進めておいでになります日韓会議推進の外交政策とも合致して、東アジア冷戦体制の促進強化を目標とする。総理の御見解を聞きたいと思ひます。

○池田國務大臣 私は、東南アジアから歸りました直後は、タイの特別円を解決してビルマの賠償問題を解決しなかつた、それで今あなたのようなお話を言われたことを聞いております。しかし、結果はどうでございますか。私は、ビルマにおきましてウ・ヌーあるいは野党のウ・バ・スエ、ウ・チン・ウ・ニエン等とひざをまじえて話をしました。ビルマの経済復興のおくれたことをじゅんじゅんと説いて、そして、賠償の問題を片づける前に、その前提となるあなたの方の経済復興計画を立てるのが先ではないかというので、それなら一つ三人委員会を設けるとかあるいは調査団をよこしてわれわれの経済計画について意見を述べてくれ、こゝろいふに、タイのように今までの解決をするのみならず、将来の解決の素地を作らうといふところまでわれわれは行つておるのであります。よくよくこのごろは国内でもそれがわか

りたいたようでございます。けさも参議院でそういう意味の社会党のお話もございました。ほんとうに私はわが意を得たりと思ひます。われわれは、ほんとうにビルマをりつばな国にしなければならぬという考え方のもとに根本的な方法を討議したのでございす。従ひまして、その後においては、クーデター前におきましては、ウ・ヌー首相が四月ごろ来るといふうな申し出もあり、また、オン・ジー通産大臣も来るとか言つておりまして、非常に好感を持って迎へられた。決して、自由国家群とか、あるいは中立国とか、われわれの外交を二つにするという考え方は毛頭持つていないのであります。われわれは、ビルマのようなおくれた国はどこから力を向けていかなければならぬ、こゝろ考へておる次第でございます。

○黒田委員 これは政治的見解の相違として私は承つておきます。納得することはできません。そこで、タイ国に対して今回のような多額の利益を与へますことは、外国をしてわが国の国家財政に何か相当の余裕があるかのごとく思はせることになつて、たとえば、日韓会議を通じてわが国に法外の金を要求して虎視眈眈とねらつておられます韓国に対して、日本に不利益な影響を与へるといふ、そういうことの材料になりはしないかといふことを私も考へてはなさいといふにゆかない。ビルマ賠償額改定の要求にも決して影響なしとは考へませぬ。その他の国に対する関係におきましても悪影響を残すこと、私は日本国民の立場から憂慮しておるのであります。首相は、このように不利益な影

響を与へるかも知れないといふ考へ方に対しましてはどういふ御所見ですか。

○池田國務大臣 私は、日本のとつたタイ特別円に対する態度は、東南アジアはもちろん、世界各国から賞賛を受けるという確信を持つておるのであります。この長い間の懸案を解決したからといって、日本に非常に金があるとか、あるいはその気持でビルマ賠償とか韓国の請求権問題の解決が行なわれるのではないかと、そういうことは私は思ひ過ぎじゃないかと思ひます。われわれは、ケース・バイ・ケースで、日本のわれわれの考へ方を率直に申し述べて、公正な協定を結ぶ考へておるのであります。

○黒田委員 私は、タイ特別円協定の改定問題につきましても多くの問題点があると思つておられますけれども、それは今後この委員会におきまして徹底的に論議することにしたしまして、私のきよりの質問は総括的質問でございますから、タイ問題に対しても序論的な質問をしたにすぎません。で、このタイ問題につきましても、今日はこの程度で打ち切りたいと思ひます。私のただいまの質問は、タイ特別円協定改定の内容に関する質問と申しますより、この改定において露呈せられました池田外交のやり方、その官僚性、独断性、反民主性について、これを国会議員としてはどうしても監視することとがでさう、それを指摘せざるを得ないといふ、そういう考へ方ではないかと、こゝろ申し上げたのであります。タイ特別円の問題だけではございせん。池田内閣の本質あるいは池田外交のやり方、その危険性、非民主性というものにつ

きまして、きよりはしかしこの程度で私の質問を終へます。

次にこれから順序を追ひましてガリアオ・エロアの処理協定から質問を進めたいと思ひます。

この際、委員長に特に希望したいことがございす。ガリアオ・エロア対日援助は、先ほども申しましたように、長い間それが贈与であるかあるいは債務であるかということにつきまして論争が続けられて参りました。しかし、今まではいよいよ論争のための論争の段階でございましてたゞ、しかしながら、いよいよ今回は、ガリアオ・エロア対日援助は債務だから支払うのだといふことで、その支払金の一回分も政府は予算の中に出してこれらした。また、支払いの基礎になる債務の負担そのものの承認を、支払い協定の承認という形式で今国会に求めてこられたのであります。こゝろなつて参りますと、国会における論争も、従来はいわば竹刀で論争しておつたと言ふことができるとすれば、今度は真剣勝負として論争するといふことになる。それほど問題は深刻になつてくる。今まではいわば断片的な方法でこの問題についての質問が行なわれておつたのであります。むしろ、それは従来国会審議の上では、当然そうならざるを得なかつたことであると思ひますが、現在の国会での質問はさうはいきません。従来は質疑の成果はむしろ私どもはよく吸収し、これを生かして利用しながら、われわれは、今後は、体系的に、詳細に、微に入り細をうがつて、徹底的に、質問を続けていくつもりでございますから、委員長は私どものこの方針をよく理解せられまして委員会

まして、きよりはしかしこの程度で私の質問を終へます。

次にこれから順序を追ひましてガリアオ・エロアの処理協定から質問を進めたいと思ひます。

の議事の進行に当たられんことを特に希望いたします。

○森下委員長 委員長から申し上げます。ただいまのお話のように、なるたけあなたのりっぱな御意見、御質問を十分お述べ下さいまして、そうして他と重複をあまりしないように。あなたの御意見を非常に尊重いたします。

○黒田委員 池田首相に質問いたします。

先ほど申しましたように、ガリオア・エロア対日援助が債務か贈与かというところが本協定審議の論争の中心になるべき問題であります。従って、私の質問もこの問題から入っていきたいと思っております。しかし、その前に、ガリオア・エロア対日援助が債務か贈与かという性格を決定するために、根本的に基礎的に、その判断の資料となるものとして、明らかにしておく必要のあるものがあります。それは、ガリオア・エロアという形では対日援助が行なわれなかった時期において、わが国がどういう政治的境遇に置かれておったかということ、わが国と相手国であるアメリカとの国際的地位を比較して、それがどういう関係に置かれておったかということでありまして、現在わが国は、形式的には平和条約締結によりまして一応独立国となつたと見られております。アメリカに対峙しにくく対等平等の立場で関係することができ、わが国の自由意思をもってアメリカと取引することができるとなつておることを考えられております。ただし、私は、軍事的にも、経済的にも、政治的にも、言葉の文字通り対等平等ではなくて、その反対であるとは考えます。一応は独立国同士の関係と見られ

ております。しかし、ガリオア・エロア対日援助が行なわれました時期は、対日平和条約締結前でありまして、日本は連合国軍の、実質的にはアメリカ軍の、占領下に置かれておりました。

わが国の主権は連合国総司令官マッカーサーの超憲法的権力のもとに置かれ、独立は奪われ、外交権は全面的に停止せられ、貿易は全面的に管理せられておった時期であります。これを要するに、アメリカと日本との当時の国際的地位は、対等平等の立場で自由意思をもって取引ができるというような関係ではなくて、絶対権力者としての支配者と、その意思に従うほかない被支配者との関係に置かれておったのであります。このことから次のことが言えると思ひます。アメリカと日本とは、契約的基礎の上に立つ何らかの国際的取りきめによつて債権債務を発生させるような関係にはなかつたということでありまして、通常の法的関係をもつて律するようない関係を打ち立てることは、この時期にはできない状態だつたということでありまして、ガリオア援助の性格は、簡単に法的な概念をもつて割り切れるようなそういう単純なものではございません。ガリオア援助は、債権債務などの概念を超越した、いわば超法的な境遇のもとで行なわれたものであります。ガリオア・エロア対日援助は、そういう時期においてアメリカの占領政策として行なわれたものであります。通常時において援助協定の締結に基づいて援助が行なわれるといったような、そういうものとは根本的に違つていた。だから、同じアメリカからのわが国に対する援助と申しまして、日本国とアメリカ合衆国

との間の相互防衛援助協定すなわちMSA協定のごとき一定の国際的取りきめがあつて、それに基づく援助が行なわれるというやうな、そのやうなものとは本質的に違つたものであつた。そういうふうな考えが必要があると思ひます。この点について、これは根本論でございますから、これを総理はどういうふうにお考えになりますか。

○池田国務大臣 対日援助は占領下に行なわれたのでございまして、これが普通の状態の債権債務というものではございません。だから、そのときにおきましては債務と心得るといふことではないのであります。もらつたものもございまして、あるいは支払うべきものもある、こう考へておつたのであります。

○黒田委員 この問題につきまして、私はこの委員会でも、私自身として今私が申し上げましたやうな見地から討論を深めていきたいと考へます。これからもう一つ深く突込んで聞いてみたいと思ひます。

ガリオア援助が行なわれておりましたころ、そういう境遇のもとに日本が置かれておりましたから、これは申すまでもございせんが、何らかの公的協定文書があつてこつた援助を受けたというやうなものではなかつた。これは事実の問題でございますが、いかがでございますか。

○池田国務大臣 これは、一九四六年の憲書によりまして、この援助のものは、援助の支払い、計算については追つてきめる、こつたことになつております。その他、われわれが債務と心得るといふ根拠につきましては、資料で提出をしておると考へております。

○黒田委員 債務と心得るといふのと債務というのはどこが違ふか、私はあつて詳細に特にこの問題についてはまた論じます。

その問題はあとで論ずるとしまして、一体ガリオア援助の本質は何かといふことを考へてみなければなりません。ガリオア援助は、ただいま申しましたやうに、契約基礎に基づく援助ではなくて、それはアメリカの政策の実行である。しからば、どういふ政策であるか、それはアメリカの占領政策の実行である。こつたものなんです。(発言する者あり) あつたから話しますから、ちよつとよく聞いて下さい。途中で変なことを言われては困ります。

〔発言する者あり〕

○森下委員長 静粛に。

○黒田委員 債務か贈与かということ論じます前に、このガリオア援助の本質、すなわち、それが占領政策としての援助である、すなわち、アメリカの一方的意思に基づく政策である、契約の基礎に立つものとは根本的に違つておる、このことをはっきりと知る必要があります。大体首相もこつたやうにお考へになることと思ひますが、念のために何つておきます。

○池田国務大臣 占領下におけるアメリカの援助でございます。援助だから無償というわけにはきまりません。有償の場合もある、そういうことも憲書ではつきり言つておるものであります。

○黒田委員 それは、今総理から御説明を受けなくても、私もアメリカの国内法のことは一応心得ております。これもまたあとから申し上げます。

そこで、質問いたしますが、ガリオア協定第一条の、経済援助による債務の発生というものは、これはどういふことであるか。ガリオア・エロア援助による物資の輸入の売買代金を払ふ債務というやうな意味のものでございましょうか。ちよつとこの点はつきりしませんのでお伺ひしておきます。

○池田国務大臣 これは、今まで多額の援助を受けております。そのうちどれだけの支払うかといふことを両者で話をしまして、そして、国会の承認を得て、そこに債務が発生するのであります。債務が発生した、当然の結果として、それを支払うという行為に出るのであります。

○黒田委員 これはもう少し私の考へ方を申し上げてからさらにこの問題に触れることにいたします。

私が今お尋ねしたのは、ガリオア物資を輸入したのでございまして、それは、普通に言う売買代金の支払いというやうなものかどうか、こつたものではないではないか、こつたことを質問したのでございまして。

○池田国務大臣 そういう御質問に対して答えたのであります。多額の援助が来ております。そのうちどれだけの支払うかといふことを話し合ひをつけ、四億九千万ドル払いましようといふことに一応きめまして、その裏づけをするために国会に提案いたしまして御審議願つておるのでございまして。

○黒田委員 四億九千万ドル払おうといふ協定をしたのは最近のことでありまして、私が今質問しているのは、ガリオア・エロア援助が現実に行なわれておつた当時のことについてでありまして、その時期において、今回の協定で

定められているような債権債務という関係が成り立っているかどうかという点を質問したのであります。

○池田国務大臣 そのときには、先ほど申し上げましたように、支払いの方法、計算については後日きめるということになっていきますから、債権債務という法律上の国家間の義務は発生いたしていません。

○黒田委員 私は、ただいまの総理の御答弁は非常に重要だと思ひます。私も、その当時アメリカと日本との間に債権債務の關係というものは発生しておいたものではない、そう考へておる。その理由をいろいろな角度からこれから申し上げますが、総理も、あの当時は、私が申し上げましたようなそういうものがあったというようにお答えになりました。それは私と同意見であります。だから、普通の売買代金を払わなければならぬというふうな意味での債務というものはなかった。今回はこの協定で債務というものにしてありますけれども、あの当時としては、なるほどもらったのだから、何か報いをしたいという気持はあったでしょうが、それが、今総理の言われましたように、国際間の債権債務という關係によるものではなかった。私は、そういう総理のお答えは正しいと思ひます。そこで、私の質問のような意味にお答え下さったわけで、ガリオア・エロアの債務性の問題に關して討論を進めていきます上に非常に参考になると思ひます。私は、占領政策としてのガリオア援助で行なわれた物資の輸入からは、ただいま総理のおっしゃいましたように、直ちにその代金の支払債務というふうな法的債務

が発生するものではない。その当時はそういうものではなかったと考へる。さきに述べましたように、ガリオア・エロア物資の輸入がいわゆる輸入というものはどんなに異なっておったかということとは、あの当時の經驗を持つ者はよくこのことを知っております。通常の商業輸入と比へまして、ガリオア物資の輸入がどんなに異なつた性格、内容を持つておったかということはいくつか知られておるのであります。ガリオア物資の輸入は、通常の輸入、國際的の輸入、國際貿易の觀念では説明できぬものです。輸入とは言つておりましたけれども、普通の國際的の輸入の觀念、貿易の觀念、輸入の觀念では説明できぬような内容を持つておつたものである。この輸入は、わが國が自由な意思で行ない得た輸入ではない。そのことは政府もむろんお認めになると思ひます。これはいかがですか。

○池田国務大臣 普通の売買契約によつての確定債務というものはございせん。それは、占領下におきまして向こうが貿易・為替を管理しておつたのでございせん。だといつて、われわれ全然これをもらつたものといふわけにはむろんいかぬことも御承知と思ひます。

○黒田委員 もらつたものかどうかというのを私は今問題にしておるのではない。これを問題にする前提として、その当時のいわゆる輸入といふものの性格、内容を今質問をしたのです。むろん、あの当時わが國が自由な意思でこれは幾らで買いたいというふうなことで輸入をしたものではなかつたといふことは政府も認められるだらうと思ひますから、こういうことを改

めて質問することはやめましょう。これはだれも疑う者がない。けれども、少しだけ事例を申し上げておいた方が委員諸君の御理解に役立つと思ひますので、過去において私どもの經驗したことをもう一度繰り返して申し上げてみたい。

商業輸入でありますならば、買手であるわが國に物資の種類あるいは品質等につきましての選択権があるはずでありますけれども、それはなかつたのであります。たとえば、食糧につきましても、商業輸入として日本人の食糧の目的にするための輸入でありますならば、それに相當する種類と品質の食糧を輸入するのが普通であります。そのことが當時はできなかった。ガリオア援助の食糧品はそういうものではなかつた。日本政府の自主的買付ではなかつた。私はこれは間違ひないことだと思ひますが、念のために聞いておきます。

○池田国務大臣 輸入食糧品の要請をしたこともありまして、輸入食糧品の放出に感謝決議をしたこともあるのであります。一々の品目につきまして、その品質等についてこちらが発言権があつたわけではございせん。

○黒田委員 むろん、もうものにして多少の希望を述べることができるとして申し上げても、私が今申し上げておきますのは、いわゆる自主的買付であつたのではないではないかということとです。これについても私の申し上げますようなものであつたと一応御確認を得ておいた方が議論を進める上に都合がよいと思ひます。自主的買付であつたかどうか、私はそうではないと思ひます。

○池田国務大臣 こちらから申し入れた場合もありましょう。また、日本人の氣持を向こうがくんで、そうして輸入した場合もありましょう。しかし、いすれにしても、その貿易は向こうの手で管理施行されたことは事實であります。

○黒田委員 私の申したと同じ言葉をお使いにはなりませんでしけれども、貿易は先方の完全な管理下にあり、そのことが私どもは自主的買付ではないという意味でございせんから、私の質問に肯定的に答へられたものだと思ひます。こういうことを今になつて否定することなんかできるものではない。私はありのままを言うておる。ありのままに事實を確定して、それから債務が贈与かという問題の判斷に入らなければならぬから、過去のことで、明白なことではありますけれども、一応このことを申し上げたのであります。

もう一つ例をあげてみましょう。価格についてはどうでしたか。価格に關する何らの協定もなく輸入されたのではなかつたのですか。幾らの価格かわからないままにとにかく入つてきた、そういう關係ではなかつたか。普通の売買なら、一々、これは幾らで買ふという話の話し合ひができてからでなければ輸入をしません。しかし、価格についての何らの協定もなく輸入されたものである、そういうものであつたのじゃございせんでしょうか。

○池田国務大臣 価格につきましても一応向こうの計算で進めております。ただ、向こうの計算と通産省で調べたものにつぎましての差額がございまして、これは運賃その他につぎましてこ

ちらが査定を加へたと聞いております。

○黒田委員 もし普通の商業輸入でございせんならば、品物が買手の手に入れば、それは自由に処分することができ、これは当然であります。ところが、ガリオア・エロア物資では自由処分を許されません。總司令部の指令に基づいて一つ一つ物資の処分及びその代金の使用方法までが規制せられておつたのです。そういう状態ではなかつたのですか。

○池田国務大臣 そういふことは、今の貿易管理のもとにやられておつたので、當然のこととございせん。事實はその通りでございせん。

○黒田委員 また、先ほど申しましたように、商業輸入であるならば、代金の決済方法というふうなものもあらかじめ定められておるはずでございせんけれども、そういうこともない。これは御答弁をいただかなくてもわかつております。別に代金決済の方法が定められておつたのじゃないということは明らかでございせんから、御答弁を求めません。こういう性質のものであつたといふことを私は申し上げて、ガリオア物資のいわゆる輸入の特質を判斷する資料として、この点はこれだけで終えたいと思ひます。

私は、こういうふうな一つ一つあげますと、まだ幾らでもあげることがございせんが、時間のこともございせんからあげません。ガリオア輸入が商業輸入と同じであつたのは、ガリオア・エロアで輸入いたしました物資を國民が代金を払つて買はれたといふこと、ただそれだけであつた、こういう状態です。その食糧のことも多少考へ

てみたいと思う。それは、食糧といひましても、中には脱脂大豆の粉とかトウモロコシの粉とか、そういうものが引き渡されたのであります。敗戦後の日本人は、そのような家畜のえさでも主食として受け入れたのであります。それでも日本国民に対する贈与であると思つたからこそ、すなわちこういふものでも贈与だ、買つたのではないんだ、アメリカが贈与してくれたんだと思つたからこそ、国会は感謝決議をしたのです。(国民は金を払つていない。先ほど言いましたように、国民は金を払つて買つた。だけれども、政府は払つておりません。だから、国の国に対する贈与だと考へて、ありがたひことだと感謝決議をした、これが私はその当時の多くの人々の偽らざる気持であつたと思ひます。慶応大学教授の池田源氏がある新聞に書いておられた。「われわれはそう思つて国民としても感謝しておつた、今ごろになつて債務とは何ごとぞ」と言つておられる。慶応大学教授の池田源氏といへば良識の代表と思はれるような人であります。そういう人がそういうふうに言つておられるのでありますから、これはやはりその当時みんなそう考へておつたといふことを認めていいのです。何も強弁する必要は私はないと思ひます。恩になつた恩になつたと言われまますが、私はあとで、日本側もどんな利益をアメリカに与えておつたといふことを申ししましう。あまり恩になつた恩になつたといふふうには考へたり言つたりするので自民党のような議論が出てくるのですが、ガリオア援助と

いうものはそんなまやかしいものではないなかつたといふことを私はあとで詳細に申し上げます。

要するに私は、ガリオア・エロア対日援助という事実の中からは、代金債務というふうなものを引き出すことはどう考へても私にはできないのです。協定第一条は、何か援助物資を買つたものの代金だといふように解釈できるような条文になつております。私は何も無益なことを考へようと思つて考へたのじゃなくて、事の真相を知ろうと思つていろいろ考へてみたのです。が、どうしてもガリオア援助という事実の中からいふゆる代金債務というふうなものを導き出すといふふうなものと、そういう結論は私には導き出せない。しかし、よく考へてみれば、債務だといふような法的概念、政府の言葉で申しますと法的債務といふような考へ方は、出てこないのがむしろ当然である。それがガリオア援助といふものの本質から出てくる結論である。私はそう思ひますが、このことに関して少し申し上げます。

そこで、私の考へ方を述べながら池田首相ないし政府の見解を伺ひたいと思ひます。私は、これは質問と申しますよりも、意見だけ申し上げておいて、それでいいと思ひます。先ほど申し上げましたように、ガリオア援助の輸入物資の代金が充實による代金債務であるといふのであれば、むしろ充實契約といふものがあつたといふことを立証しなければなりませんけれども、ガリオア援助のやり方の中から充實といふような契約の存在を見つけ出すことはできないといふことは、これはもう先ほどいろいろあげました例で

私はよくわかつたと思ひます。私の考へ方が間違つておれば總理からお答え願ひたい。間違つておられませんければそのままでけっこうです。

○池田國務大臣 私、今のガリオア・エロア援助は、一部豆かすやあるいはトウモロコシの分があつたかと思ひますが、しかし、それは九牛の一毛といふくらいでございます。小麦とか砂糖とかあるいは綿花、石油、石炭、こゝろいろいろの大部分でございます。例外的なものを考へてこのアメリカの好意を肯定するような言動は、私は、過去において輸入物資の放出に國會をあげて感謝した、これから言つてもよくないと思ひます。もちろん、あなたのおっしゃる通りに、売買契約をやつたものではございません。先ほど来申し上げておる通りに、一般の商業輸入も、ガリオア・エロアによります援助物資も、貿易資金特別会計の方で進駐軍がこれを管理運営しておつたのでございませう。しかし、それだからといって、あの指令にありますごとく、援助物資の支払方法、計算については追つてきめる、こう言つておるときに、これは頭からもちつたものだ、さうしてごく一部のものが、豆かすであつたからこれはもうくだらぬものだといふふうなことを言うのは、私は國際的にかえつてどうかと思ひるのであります。

○黒田委員 私は別に悪く言うつもりで言つたのではない。こゝろ例をもつてしてみても普通の商業輸入ではなかつたといふ、その事を申し上げるためにさういふ例を申し上げた。それだけなんです。感謝したといふのはむしろあたりまえでしょう。その感謝したといふことが問題ではなくて、もううたから感謝したのだといふことが問題なんです。今ごろになつて、あれは借金だつたけれども、感謝したなどというのですが、そういうことはありはなしなかつた。そういう人はおはしませんでした。その感謝は、贈与されたものだから感謝した、これが私は感謝の内容であつたと思ひます。感謝してはならぬとか、感謝しなかつたとか、感謝するのが悪かつたとか、そんなことを言つておるのではありませう。ただでくれたものならんものでも感謝すべきがあたりまえでしやう。それを今ごろになつて債務だと言われるから問題になつておるのです。

そこで、私は少し問題を進めていきたいと思ひます。結局は、そういうふうな考へて参りまして、それで一体どう考へればいいのかというところになる。私は、ほんとうのことを知ろうと思ひます。政府の言はれることがよくわからなから、ほんとうのことを明らかにしたいと思つて質問してゐる。だから、どう考へればいいのかといふことである。

私はいくつか二つの事実を指摘したいと思ひます。

その第一は、先ほど述べましたことをあらためて言うことになるのでございませうが、ガリオア・エロア援助が債務であるか贈与であるかといふことを判断するに、平常時の観念をもつてしてはあやまちに陥る。先に申し述べましたように、ガリオア援助はアメリカが占領政策として行なつたのである。すなわち、これは日本政府との間に何らかの協定に基づいてなされたものではなくて、アメリカの国内法と

アメリカ予算において、一方的にアメリカの意思に基づいてなされたのである。すなわち、援助計画の樹立もその実行方法もアメリカ国内法とアメリカ予算に基づいてのみ行なわれたものでありまして、日本政府の意思には左右せられない。むしろ日本政府は指令を受けるという形で行なわれておつた。アメリカの一方的政策をその権力をもつて実行したものである。こゝろ内容のものであります。むしろ、アメリカと契約を結ぶような資格を自身に、日本にはなかつた。その当時の日本としては外交権が全面的に停止されておつたといふような状態にあり、貿易が全面的に管理されておつたのですから、そういう契約を結ぶといふような資格は、繰り返して申し上げますが、日本にはなかつたのです。だから、ガリオア・エロア経済援助から日本に協定上の債務が生ずるといふようなことはあり得なかつたもので、もしアメリカがガリオア物資の援助に対して日本から——これは私は大切なことだと思ひますから、よく他の委員諸君にも御研究を願ひたい。もしアメリカが物資の援助に対して日本から対価を出させようと思つたとするならば、それは、國際的取りきめから発生する権利によつてそれをやるものではなくて、占領者の権力をもつて、その政策の遂行として、事実上の問題として、それをやる、そういう關係にあつたのだと私は思ひます。日本人として、ガリオア物資の輸入によつて恩恵を受けたと感ぜ、それに報ゆるものとして何らかの行為に出たいといふこと、それは、ありがたいと思つた人ならばまことに自然の人情であります。けれど

も、そういう行為も、これはあくまで事実問題でありまして、何ら法的基礎に基づく義務としてそれをやるというような性質のものではない、こう私は申し上げるのです。

吉田元首相は、昭和二十八年七月七日の衆議院予算委員会での問題に触れられまして、法的債務ではないが、独立国民の名譽心から食糧難時代の援助を返したい、こう答弁されております。私もその当時予算委員の一人といましてこの耳でその答弁を聞きまして。私は思わず自分のひざを打った。なるほど、吉田さんは必ずかしとおじいさんでございましたけれども、この発言は、ガリオア・エロアの援助に關するアメリカと日本との關係の本質をびたりと言ひ表わしたものだ、そう私は思った。吉田元首相の答弁のように、ガリオア・エロア援助は決して法的債務ではないのです。緒方副総理も、吉田元首相の答弁から約二週間くらいたちました後に、衆議院の決算委員会ではよりこ言っておられる。

法的に確立した債務ではないが、道義的のものである、こう答弁されておりました。私はこれは吉田元首相の答弁と同趣旨のものだと思ひます。ガリオア・エロア援助は、だから法的債務ではないのである。吉田元首相はガリオア・エロア援助の熱心な返還論者です。これだけはどうしても返さなければならぬというほど熱心な返還論者です。だから、返そうという考え方は、人によつてはあり得ることです。われわれはそう考えない。しかしそう考えたいと思う人がそう考える、そういう人もあるということについて私どもがこれこれ言ひではないのです。た

だ、返そうという吉田さんもそれは法的債務だとして返還しようというのではない。国民の名譽の問題としてという意味を吉田元総理は言われたのでありまして、また、緒方元副総理の言葉によれば、これは道義的なものだ、返したいけれども、それは道義的なものとして返すのだ、こう言われた。私は、この見方が正しいと思ひます。池田首相はその当時吉田元首相の最も有力な補佐の役を勤めておいでになりました大蔵大臣ですが、私は吉田元総理のこの見解、法的債務ではないという考え方が正しいと思ひます。いかがでございましょうか。

○池田國務大臣 法的債務ではないということは、今まで答弁したところでおわかりいただけると思ひます。それで、私は従来、債務と心得る、——債務であるとは言つていない。それを、今回あなたの方の御協賛を得まして債務を確定して支払おうというのでござい

ます。誤解があつてはいけません、あなたは今、もつたものだから感謝決議をした、こうおっしゃるが、あの感謝決議は輸入物資の放出に対して感謝したのでございします。もつたから感謝するということになつておりました。私はその点ははっきりここで申し上げなければならぬ。そして、これは売買契約ではございせんが、ガリオア援助物資につきましては、われわれはこれを國民に売りまして、そのお金を持つてゐるわけですから、そのお金

べきものだ、そういう気持ちで進んでいつて、その返すべきものは幾らかと

いうことを今国会できめてもらおう、こういふのでございします。

○黒田委員 返すか返さぬかということを私は問題にしておるのじゃない。それはあとでやります。吉田元総理は最も熱心な返還論者だということを私は言つておる。その吉田元総理が、た

が、これはまたあとから申し上げます。ただいま申しました点も、ぜひ吉田元首相に出てきていただきたいと思

ひますが、これもあとで申し上げることにいたします。

私は、平和条約の中にも、ガリオア援助の返済を日本の債務として義務づけているような明確な規定はないと思ひますが、これもあとで申し上げることにいたします。

政治的戰略と密接に結びついておつたものであるということが私どもには知ら

れませんが、商売として物資を供給したものでございせん。日本との間に、先ほど申しましたように、公式な文書をもつて将来の返還を約束するというようなことはあつたものではない。ガリオア支出予算を定めました一九四七年法

を詳しく説明しておられますから、ここでは概略だけ申し上げます。ただ、私は、私の論を進めていく上において、先ほど申しましたように、われわれ社会党の質問は、今回は、体系的にやつていくというつもりでございしますから、一応他の議員の触れた問題でも必要であればそれをわれわれの議論の中に組み入れなければなりません。ただし、すでに他の委員によつて詳細に質疑されておりますことは、それを再びは繰り返しません。このガリオア予算は、その使用者は米國でありまして、決してある外國に対する借款というふうなものではなかつたのであります。援助を贈与とクレジットに分けまして、ガリオア援助は贈与とされております。これに對しまして小坂外務大臣がどうお答えになつたかということも私は議事録で読んでおります。だから、きょうは別にそれと同じ答弁をしていただく必要はないと思ひますが、要するに、私は、ガリオア援助は贈与である、こう説き取ることができ、こう考えます。

特有の制度ではなく、むしろマーシャル計画に基づいて採用されました制度でございますが、一九四八年の経済協力法で、この法律に基づいて物資、役務を贈与として供与した場合には、その物資や役務に相当する金額を、援助を受ける国の通貨をもって、その国とアメリカ政府との間で協定した条件により特別勘定として積み立てることを要求しております。この預金がいわゆる見返資金になり、このファンドはアメリカの意思に従うてその被援助国で運用するという仕組みになっておりますから、こゝでもアメリカの意思というものが強く出ておる。こういう制度を設けるということは輸入物資が贈与されたものであるからこゝろいう制度になつておるのだ、こういうことがアメリカ側の法律の上から見て私は言えると思ひます。こゝろ解釈するのが正しいと思ひます。これについてもし反駁が出れば、私の方でも相当詳細に述べたいと思ひます。しかし、時間の点についてきょうは制限がありますし、人間の体力ということも考えなければなりません。この委員会は午前十時に始まれば午後五時にはきつと終えていただきたいと思ひます。私もあまり頑強な方ではありませんから、そろそろきょうまでやることはごめん願ひたいと思ひます。

やるというものであれば、それは法的関係の中における現象においてである。しかし、そういう法的関係はない。だから、アメリカの国内法に私が今申しましたように書いてあるからといって、それは必ずしもその通りに行なわれないこともあり得ます。それが私は、やはり、ある意味において占領政策の特徴でもあると思ひます。でありますから、アメリカの国内法はそうなるけれども、ある国に対しては対価を要求せずして終わることもできるし、また、ある国に対しては若干の対価を要求するかも知れないということも、決して、考えられないことではないのです。これは占領政策としてそのくらしいの意は行なわれるのです。しかし、それは、先ほどから申しますように、あくまで協定に基づく法的権利としてやるというたようなものではないのです。あくまで占領者の権力をもつて、一方的な意思で、事実問題として、このことをやるということだ、これは皆無ではございません。ただ、しかし、西独の場合にはちゃんと協定があつたのですから、日本の場合とはこれは根本的に違ふ。オーストリアとか韓国というやうな国は、これは贈与を受けた。それが過去のやり方でありました。

池田首相もかつて大蔵大臣として昭和二十四年四月十三日に衆議院予算委員会でご覧は今までもよく援用されたことでもございますけれども、「ガリオア・エロア援助が贈与なりやあるいは貸与なりや」という問題は依然としてきまつておりません、私は講和会議においてきまらるべきものと考えております。」と言われました上に、さらに贈与を期待しておいでになるといふやうな口ぶりも答弁の中に現れておつたのでございます。先日、三月二日に、横路委員の質問に對しまして、「もらう場合もありましょ、払う場合もありましょ、こゝろいう意味で言つたのだ」こゝろいうことを答弁しておられます。私は、自分の判断から言へば、以上のやうな事実によつて、あくまで債務性を持つておつたものとその当時判断されていたものではない、そう考へるわけです。一応総理の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 あなたはアメリカの商務省発行の雑誌に載つておることを引用されておられますが、商務省発行の雑誌には、グラントのうちにへ入れていふが、それは、クレジットということになるかと一銭一厘まで払つてもらうということになるから、一応グラントのうちにへ入れていふのだという説明を加へまして、これは贈与だという解釈ではないといふことをはつきり言つておるのであります。外務省の方でも十分それは調べておりますから、事務当局から答弁してよろしうございませう。

それから、マーシャル・プランの分で見返資金をやつた、これは払わなくてもいいのだ、こゝろいう国内法があるといふのですが、日本にはマーシャル・プランのあれは適用になつておりません。適用になつておるドイツにおきましても、こゝろいう規定があるにかかわらずドイツは払つておるのでございませう。だから、あなたの債務性のないうといふことは当たらないと思ひます。それで、私は、先ほど来申し上げておりますように、吉田さんと同じやうに債務と心得る、法律上の確定債務ではない、これはあなたも御承知の通りであります。

○黒田委員 私はただいまの総理の御答弁に對しまして大いに異論がありますけれども、きょうはもう五時になりましたし、私の質問がこゝで次の問題に入るようになりますので、それに入りますとちよつと時間がかりますから、質問を留保させていただきます、きょうはこの辺で終了させていただきますたいと思ひます。

○森下委員長 了承いたしました。次回は、明日午前十時理事会を開き、理事会散会後委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。午後五時一分散会

外務委員會議録第六号中正誤

ペシ段 行 誤 正
二六 一 三 必要のない 必要のある

昭和三十七年三月十六日印刷

昭和三十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局